

（船舶の建造等の条件）

第21条 第18条の規定により実施が決定された船舶の建造並びに当該船舶の使用及び譲渡は、次の条件で行うものとする。

（1） 使用料

使用料の金額は、次に掲げる費用の合計額として設定する。この場合において、イの額については、2年(貨物船にあつては、3年)を限度として据え置くことができる。

イ 機構の共有持分に対する減価償却費に相当する額

ロ 機構の持分価額に対する利息に相当する額(当該額を計算する利率は、銀行の貸付利率及び政府からの借入金の利率その他の事由を勘案し、別に定める。)

ハ 機構の一般管理費の一部に相当する額(当該額を使用料に加える場合の基準及びその計算方法は、別に定める。)

（2） 譲渡の価額

共有船舶の譲渡価額は、第23条第3号の措置を講じる場合を除き、機構が行っている減価償却の方法によって計算される現在価額(物価の著しい変動その他の事情を勘案して機構において当該価額によることが不適當であると認める場合は、時価)とする。

（3） その他別に定める条件